

令和7年10月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和7年10月21日（火）
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 11時05分

5 出席した教育長及び委員

花田 忠雄 教育長
下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
吉田 勝明 委員（第二教育長職務代理者）
笠原 陽子 委員
佐藤 麻子 委員
常陸 佐矢佳 委員

- 6 出席職員 教育局長 篠田 寛
県立高校改革担当局長 田熊 徹
副局长 田村 暢
教育参事監（働き方改革担当） 濱田 啓太郎
教育参事監（学校教育担当） 増田 年克
総務室長 宮田 一男
行政部長 高安 賢昌
指導部長 市川 幸春
支援部長 八矢 信宏
企画調整担当課長 鈴木 鎮夫
管理担当課長 高橋 慶吏
県立高校改革担当課長 原田 賢
行政課長 飯田 馨
参事兼教職員人事課長 鈴木 寿則
県立学校人事担当課長 大東 洋樹
参事兼高校教育課長 渡貫 由季子
高校教育企画担当課長 及川 博伸
特別支援教育課長 立花 裕治

- 7 提出議題 次葉のとおり

教育委員会 10月定例会 会議日程

日時 令和7年10月21日（火）9時30分から
場所 神奈川県庁東庁舎9階 教育委員会会議室
(オンライン会議システムを併用)

1 議事

日程第1

定教第27号議案

神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を改正する規則

定教第28号議案

令和8年度神奈川県立の高等学校の入学者募集（専攻科を除く。）に係る生徒入学定員について

定教第29号議案

県立高校改革実施計画（Ⅲ期）の一部改定について

定教第30号議案

令和7年度神奈川県教育委員会表彰（教育功労者表彰）について

定教第31号議案

人事案件について

定教第32号議案

人事案件について

日程第2

報第12号

令和7年度神奈川県教育委員会表彰（神奈川県優秀授業実践教員表彰）について

2 協議・報告事項

報告1

「日の丸・君が代」の法制化と強制に反対する神奈川の会及び教育と個人情報保護を考える会からの要請について

教育委員会10月定例会 会議録

教育長 ただいまから教育委員会10月定例会を開会いたします。
本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立しています。
本日の会議録署名委員ですが、笠原委員を指名させていただきますので、よろしくお願いします。

笠原委員 (了解)

教育長 本日の議題ですけれども、日程第1として「神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を改正する規則」ほか5件の付議案件があります。
また、日程第2として「令和7年度神奈川県教育委員会表彰（神奈川県優秀授業実践教員表彰）について」の報告案件があります。
さらに、協議・報告事項として「「日の丸・君が代」の法制化と強制に反対する神奈川の会及び教育と個人情報保護を考える会からの要請について」の報告があります。
お諮りいたします。本日の日程のうち、日程第1の定教第30号議案から定教第32号議案の各案件は、人事に関する案件です。よって、地教行法第14条第7項ただし書及び会議規則第35条第1項に基づきまして、会議を非公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。
それでは、非公開案件は後で審議することとして、先に公開の案件に入ります。
それでは、会議規則第22条の2の規定によりまして、ここからの進行を下城委員にお願いいたします。

下城委員 それでは、日程第1の定教第27号議案に入ります。

定教第27号議案 神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を改正する規則
説明者 飯田行政課長

行政課長 ファイル01をお開きください。定教第27号議案「神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明します。「定教第27号議案」の1/6ページをご覧ください。提案理由です。神奈川県立の高等学校等の設置に関する条

例の一部改正による県立高等学校の再編・統合及び県立高校改革実施計画（Ⅲ期）に基づく県立高等学校の学科改編に伴い、神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則について、所要の改正をいたしたく提案するものです。

2/6ページと、3/6ページから4/6ページが、改正規則案及び新旧対照表となっております。

具体的な内容については、5/6ページの「定教第27号議案関係」に基づいてご説明します。まず「1 改正の趣旨」です。こちらは、資料記載のとおりです。

次に「2 改正の内容」ですが、表のとおりとなります。まず、「(1)」のとおり規則の別表第1を改め、神奈川工業高等学校に新たに「単位制による定時制の課程

（夜間）」を設置するとともに、神奈川総合産業高等学校の「単位制による定時制の課程（夜間）」に新たに「普通科」を設置します。また、新たに設置する青葉総合高等学校と小田原北高等学校の項を追加し、それらの課程と学科を定めます。次に、

「(2)」及び「(3)」のとおり、再編・統合する田奈高等学校、小田原城北工業高等学校、大井高等学校及び麻生総合高等学校の項を削除します。

「3 施行期日」については、令和7年11月1日から施行したいと考えております。ただし、田奈高等学校の項、小田原城北工業高等学校の項及び大井高等学校の項を削る改正規定は令和8年4月1日から、麻生総合高等学校の項を削る改正規定については令和10年4月1日から施行したいと考えています。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

下城委員

それでは、ご質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、ご質問がないようでしたら、採決について教育長にお願いします。

教育長

それでは、ただいまの定教第27号議案について、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員

異議なし。

教育長

ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。引き続き、下城委員にお願いします。

下城委員

次に、定教第28号議案に移ります。

定教第28号議案

令和8年度神奈川県立の高等学校の入学者募集（専攻科を除く。）に
係る生徒入学定員について

説明者 渡貫高校教育課長

高校教育課長

ファイル02「生徒入学定員（定教第28号議案）」をお開きください。1/16ページの提案理由にありますように、令和8年度神奈川県立の高等学校の入学者募集に係る生

徒入学定員について決定していただきたく、付議するものです。

議案の内容として、各県立高校ごとの入学定員の数をお示ししていますが、まず始めに、定員計画策定にあたっての考え方等の全体像について説明しますので、ファイルの12/16ページ「資料1」、「令和8年度の「高等学校生徒入学定員計画」の策定について」をご覧ください。「1 令和8年度定員計画策定の考え方」では、「神奈川県公私立高等学校設置者会議」において、全日制進学実績の向上を推進するために、公私各々が実現を目指す入学定員目標を明確にすることとし、公立中学校卒業予定者のうち公立は39,350人程度、私立は14,950人程度を入学定員の目標とすることで合意いたしました。

では、この入学定員目標を基に公立高校の定員計画を策定しましたので、13/16ページ「資料2」、「令和8年度神奈川県公立高等学校生徒入学定員計画について」をご覧ください。「2 全日制入学定員について」の表の太枠の中、「公立A」部分をご覧ください。①合意による公立の入学定員目標は、39,350人で前年から50人の増となります。②県外等からの入学者の受け入れ分として441人、④海外からの帰国生徒や在県の外国籍の生徒の特別募集、インクルーシブ教育実践推進校特別募集及び中途退学者募集を合わせた特別募集等の定員が677人。ここまで合計から③併設型中学校からの入学者360人を引いた人数が、公立高校の⑤募集定員で、40,108人となります。

次に、入学定員数ですが、⑤募集定員に、県立神奈川総合高校で7月に実施する⑥後期募集の定員の20人、来年の4月以降の転入学、編入学を見込んだ⑦転編入定員の345人、③併設型中学校から入学者数の360人を足しまして、⑧入学定員は40,833人となり、⑨学級数は1,030クラスとなります。今回付議しております県立分としましては、表の太枠の中、2段目が県立の数値で、⑧入学定員が37,113人、⑨学級数は937クラスとなります。

続いて、「3 定時制入学定員について」の表の太枠の中、「公立A」の部分をご覧ください。①一般募集の2,382人と②特別募集の78人を足しまして、③入学定員が2,460人となり、④学級数としては70クラスとなります。そして、表の太枠の中、2段目が、県立分となりまして、③入学定員が1,540人、④学級数は44クラスとなります。

次に、「4 通信制入学定員について」ですが、今回の付議に係る県立の入学定員として、表の太枠の中の記載のとおり、1,520人しております。

続きまして、14/16ページ「資料3」、「令和8年度県立高等学校学級増減対象校一覧」をご覧ください。こちらは令和7年度の募集学級数との比較となっており、今回の定員計画に係る学級増減の対象校を課程及び学科別にお示ししております。学級増減にあたっては、県立高校改革実施計画（Ⅲ期）や各学校の施設状況等を考慮した上で、調整いたしました。全日制課程におきましては、「(5) 増減学級数合計」のとおり、県立高校23校で、23学級増、18学級減し、5学級増となっております。なお、横浜市立南高等学校が高校からの募集を停止したことから、公立高校としては、24校で、23学級増、19学級減し、最終的には4学級増となっております。

続きまして、15/16ページに移りまして、定時制課程におきましては、「(6) 増減学級数合計」のとおり、県立高校11校で、8学級増、20学級減し、12学級減となっております。「資料3」でご説明した学級増減を反映させたのが、2/16ページから11/16ページまでの議案となっております。

今後の予定ですが、市立高校を設置する各市教育委員会において市立高校の定員を議決後、10月24日に公立高校全体の定員について記者発表を予定しております。

以上で、定教第28号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

下城委員 それでは、ご質問がありましたらお願いします。いかがでしょうか。よろしいですか。

では私から。定員計画の一番最初のところで、公立と私立で話し合われたというところで、中学校の卒業予定者に対して、定員の振り分けを決められたというところなのですが、私は全国都道府県教育委員会連合会の会議等に出ていて、今般の私学無償化による私学シフトが起きるのではないか、主に地方、神奈川県のような大規模ではなく地方で、大きく県立高校の、特に専門高校の公立離れが加速するのではないかという不安があってという。そこら辺の影響は、神奈川県では、私立の方から「今年は多めにください。」などというようなことはなかったでしょうか。教えてください。

高校教育課長 私立との神奈川県公私立高等学校協議会の会議の中では、そういうご要望等はありませんでした。

下城委員 神奈川県のように大きくて私立学校がたくさんあると、そんなに大きく極端な影響は出ないのでしょうけれど、地方みたいに、そもそも分母が小さいと、大きく動いたように見えると思うのですけど、神奈川県ではそうはないとは思うのですけど、今後そういうこともあるかもしれない中での公立の役割をきちんと考えていかなくてはいけないだろうと思っていますので、よろしくお願ひします。

他にいかがでしょうか。

常陸委員 「資料2」で公立中学校卒業予定者数の推移の数字を出していただいているのですけれども、令和8年3月については、この10年の中で一番、対前年増減の数字が少ない、マイナス8ということで、前年のマイナス709からマイナス8に、令和9年についてはマイナス1,616ということで、その狭間でマイナス8という数字に抑えられているのは、どのような理由があるのですか。

高校教育課長 何か大きく流入してくるような要素があったなど、そういうことは特に聞いておりませんので、何か大きな変化があったというわけではなかったというところかと思います。

常陸委員 また、令和9年には、大きくマイナス幅が出てくるというところについての見通しと言いますか、計画の根拠となっているのはどんなところなのでしょうか。

高校教育課長 来年度に向けて大幅減になっているのは、先々まで数字を見ていく中で、以前からそういうことが起きることは想定されておりまして、私学との話し合いの中でも、来年度はかなり数が減るから、早めにどういったことで目標設定をしていくかシミュ

レーションをしていきましょうという話は出ていますが、また、来年度の私学との話し合いの中で、お互いにどのような目標設定をしていくのかは話し合っていきたいと考えています。

下城委員 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、他にご質問がないようでしたら、採決について教育長にお願いします。

教育長 それでは、ただいまの定教第28号議案について、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。引き続き、下城委員にお願いします。

下城委員 それでは次に、定教第29号議案に移ります。

定教第29号議案 県立高校改革実施計画（Ⅲ期）の一部改定について
説明者 原田県立高校改革担当課長

県立高校改革担当課長 ファイル03をご覧ください。定教第29号議案「県立高校改革実施計画(Ⅲ期)の一部改定」について、ご説明します。まず、1/19ページをご覧ください。提案理由ですが、Ⅲ期計画の一部改定について決定いたしました提案するものです。

3/19ページをご覧ください。Ⅲ期計画の一部改定案となっております。具体的な内容の説明については、19/19ページの定教第29号議案関係でご説明しますので、ご覧ください。

まず、「1 趣旨」ですが、Ⅲ期計画について、計画期間外に再編・統合を実施するため、その一部を改定するものです。

次に、「2 概要」ですが、「改革の柱Ⅲ 再編・統合等の取組み」の「重点目標7」に位置付けた「(3)県立高校の適正配置」について、改定するものです。まず「(1)考え方」ですが、Ⅲ期計画での再編・統合は、公立中学校卒業予定者の動向等を見定め、段階的に実施することとしておりました。具体的には、対象校について、新校設置を計画期間内に完了させるもの、これを期内と言います。計画期間外に新校を設置するもの、これを期外と言いますが、期内と期外に分けて、公表することとしておりました。期内の対象校については、Ⅲ期計画策定時に5組10校を既に公表済です。次に「(2)内容」ですが、期外の対象校については、下の表に記載のとおり4組8校としたいと考えます。

まず、横浜南西地域における対象校は、「舞岡高校」と「金井高校」で、統合後

は、全日制課程の学年制普通科とし、新校の開校は、令和13年度といたします。

次に、横須賀三浦・湘南地域における対象校は、「茅ヶ崎西浜高校」と「寒川高校」で、統合後は、全日制課程の学年制普通科とし、新校の開校は、令和12年度といたします。

次に、中・県西地域における対象校は、「秦野総合高校」と「秦野曾屋高校」で、統合後は、全日制課程の単位制総合学科とし、新校の開校は、令和12年度といたします。

最後に、県央・相模原地域における対象校は、「上溝南高校」と「相模田名高校」で、統合後は、全日制課程の学年制普通科とし、新校の開校は、令和13年度といたします。

また、金井高校内に設置されている鎌倉支援学校分教室については、金沢支援学校分教室として磯子工業高校内に移設する予定です。

次に、「3 今後の予定」ですが、本日、ご決定いただけましたら、早急に公表し、周知に努めていきたいと考えています。

資料の説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

下城委員 それでは、質問がありましたらお願いします。

吉田委員 再編・統合を段階的に実施する考え方に関してですけど、Ⅲ期計画の期外における再編・統合について、委員協議会で説明を聞いたけど、そもそも、なぜ期内と期外に分けて段階的に実施するのか、もう一回確認させてください。

県立高校改革担当課長 県立高校の再編・統合にあたっては、公立中学校卒業予定者数をしっかりと確認して、県立高校に進学を希望する中学生を受けとめられる学校数・学級数を確保する必要があります。平成27年度に策定した県立高校改革実施計画の全体計画、いわゆる全体計画ですが、全体計画においては、Ⅲ期計画で10組以上の再編・統合を想定しておりましたが、Ⅲ期計画を作成した令和4年度時点で、公立中学校卒業予定者数は当初より減少幅が小さくなっています。そこで、こうしたことから、客観的に分析を行い、Ⅲ期計画での再編・統合は段階的に実施することとし、まず、計画期間内、期内ですが、期内に実施する5組を公表しました。その後さらに、公立中学校の卒業予定者の動向を見定めた上で、今回期外に実施する4組の案を公表いたしました。

吉田委員 再編・統合の数について、どのような考え方で4組8校としたのか改めて確認したいと思いますので、よろしくお願いします。

県立高校改革担当課長 再編・統合を実施する組数については、先ほど申しましたように公立中学校卒業予定者の動向を基に検討しております。令和7年度の推計では、公立中学校卒業予定者数は、県全域で令和9年から令和13年までの4年間に約2,000人減少する見込みです。この約2,000人の内、公立高校への進学率を考慮し、学校規模で換算すると概ね4校分の減少が見込まれることから、今回は4組の再編といたしました。

下城委員 少しよいですか。期内・期外というのは、確かにトリッキー、アクロバティックではあるので。だけど、この間に新型コロナがありました。リモートワークがあつて、東京などの首都圏から神奈川県への流入者が多くて、少子化でこれだけ中学校卒業者予定者が減るだろうと見積もっていたものが、減らなかつたという時期があつたので、そこを少しまだぐといふか、延ばしたといふところでの、この期外。ここでまた改めて、減少に戻っていくといふところで期外を、ここで公表するといふ理解でよろしいですか。

県立高校改革担当課長 下城委員がおっしゃられたように、要因としては新型コロナあるいはその他の理由もあるかもしれません、少なくとも公立中学校卒業予定者数の推計の減少という意味では、当初よりも減少幅が縮小していた。いわゆる上振れしていた状態なので、だから当初の想定のとおりにやるのではなくて、きちんとその動きを見た上でやろうということで、期内・期外といふ段階的な実施ということです。

下城委員 丁寧にということですね。
他にいかがでしょうか。

佐藤委員 今回の4組8校なのですけれども、教育委員会では、神奈川県下を大きく5地域に分けて教育行政を考えているかと思うのですけれども、そのうち横浜北東・川崎地区については、近年こういう再編・統合がなかつたと思うのですけれども、その辺の考え方あるいは統計数値について教えてください。

県立高校改革担当課長 県立高校改革の全体計画に示しております、再編・統合の配置の考え方を整理しておりますが、生徒数の動向に対応した学校数・学級数を確保することや全県を五つに区分した地域を基本に再編するといった考え方があります。令和7年度の推計では、横浜北東・川崎地域以外の各4地域における公立中学校卒業予定者数は、先ほど申し上げた令和9年から13年までの4年間に一定程度の減少が見込まれることから、今回、各地域から1組ずつ再編・統合の実施案を示しました。今、委員がおっしゃられたように、横浜北東・川崎地域においては、今回の推計では減少数がわずかだつたことから、再編・統合の対象にしませんでした。なお、今回、Ⅲ期期外の対象校には含まれておりませんが、3年前に公表したⅢ期期間内では、横浜北東・川崎地域において、「田奈高校」「麻生総合高校」の再編・統合の組合せはあります。

佐藤委員 今、学区という考え方はないのだと思うのですけれども、やはり通学の利便性で応募の状況にそのような地域ごとの偏りがあるということでしょうか。

県立高校改革担当課長 いろいろな要因があるかと思いますが、先ほど全県で約2,000人の減少が見込まれると言いましたが、これは地域によって減り方に違いがある。そういったことで、我々はきちんと地域ごとにその状況を見た上で、今回案を示しました。

佐藤委員 県立高校というのは歴史もあり、地域のランドマーク的な部分もあると思うのですけれども、地域の方々に理解をしていただくために、今回この公表にあたって、学校に対してどのように説明したのか、対象校についてどう説明したのか、また対象校以外の学校にも影響があると思うのですけれども、対象校以外の学校にもどのように説明したのか、その経過も教えてください。

県立高校改革担当課長 今回、再編・統合の対象校に対しては、実際に公表したのは県議会文教常任委員会がありました9月26日ですが、その数日前に教育長から対面で説明しました。その他の対象校も含めた全県立学校に対しては、9月26日、県議会文教常任委員会の報告の前に、オンラインで臨時の学校長会議を開催して、Ⅲ期計画の改定案について説明しました。

佐藤委員 何かそのときに意見などは出ましたか。

県立高校改革担当課長 オンライン会議では、特に質問等はありませんでした。対象校への伝達では、校長を相手に説明しているわけですが、肅々と受けとめたという感じでした。

下城委員 他はいかがでしょうか。

常陸委員 今、地域へのご説明のお話があったのですけれども、実際にその学校に関わっている生徒、保護者、PTAの方、同窓会の方へのご説明はどのように実施されましたでしょうか。

県立高校改革担当課長 学校関係者への説明は、学校を通じて、学校からお願いしたわけですが、再編・統合の対象校では、9月26日の公表後に、例えば校内放送を使って生徒に周知したり、保護者向けに通知文書を配付するなどといった方法でご説明いただきました。また、PTAや同窓会長、学校運営協議会などには、電話などを使って連絡したと聞いております。

常陸委員 それぞれの反応といいますか、どのようなご意見をいただいたのかお聞かせいただけますか。

県立高校改革担当課長 対象校の校長から聞いたところによると、例えば、生徒は「驚いた。」「帰るところがなくなる。」などといった声があった一方、まだ年度が先の話ですので、生徒にとって、少し実感がなかつたり、現実味がないといったご様子だったと聞いています。地域や学校運営協議会に対して説明したときの反応としては、「あって当たり前の学校だったので悲しい。」「寂しくなる。」といったお声があった一方で、「やはり地域の小学校や中学校でも統合が進んでいるので、高校の再編・統合も仕方ないね。」といった反応をいただいたということも聞いております。あと、各校の同窓会では、「残念ではあるが理解する。」といった声があった一方で、「今後の同窓会をどう活動していくか。」といった声もあったと聞いております。

下城委員 他はいかがでしょう。

笠原委員 今の常陸委員のご質問に続く形で、中学校や市町村教育委員会に対しての説明はどうのようにされていますか。

県立高校改革担当課長 中学校の校長先生や市町村教育委員会の担当者を対象にした説明会を10月14日に総合教育センターで行いました。再編・統合の対象校が所在する市町村の教育長に対しては、公表の当日に電話で内容を説明したところですが、今後改めて、市町村教育委員会に直接説明をするために伺う予定です。また、今回、一部改定案が決定されましたら、市町村へ通知するとともに、いろいろな会議等の情報提供の機会を活用して、中学生にしっかり周知できるよう努めていきたいと考えております。

笠原委員 そもそも県立高校改革がこの間にいくつも行われてきているので、県民の方々や県立学校の方々は、そういう流れなのだということは、十分に理解というよりは、時代の流れの中で受けとめていらっしゃるのだと思うのですけれども、進路指導という側面から考えたときに、どうも十分な理解がされていないまま、子どもたちへの進路指導が行われているのではないかというような懸念も少しあります。様々な委員のご質問に対しては、電話、オンライン、今後直接などとお答えされていますが、実際に再編・統合が進んでいくのは少し先になるわけです。その間の丁寧な説明は、どんなふうに考えていらっしゃるのですか。

県立高校改革担当課長 我々が中学校などの関係者と会議などがある場合に、そこで説明して、例えば中学校の進路指導を通じて中学生へ周知していく、理解を求めていくといったこともありますし、全公立展などといった周知の場があります。地域別や学校会議といった場を活用して、しっかりと今後再編・統合があるのだとか、新校ができるのだといったことを、そういったルートを活用してしっかりと周知していきたいと考えております。

笠原委員 難しいところなのですから、やはり進路に直面しないと、なかなか自分ごとになってこない。周知の期間はそういうものなのだと思うのだけれども、実際に進路に直面したときに、自分自身の希望や様々な状況の中から選択肢がなくなっているのだという状況に改めて気づいていくというところがあるかと思います。それから、全県一区になったことによって、進路指導の担当者も自分の学校の近くや、前年度やその前の年の進路指導の結果から、だいたいこんなところなのだろうとなるのだけれども、突然、全然違うところの学校を希望する場合もあるわけです。それが再編・統合の対象校になっているということもあった時に、情報の収集の仕方や、それを適切に説明していくことが、なかなか難しいのではないかという気がしています。その辺りのフォローがどこまで丁寧にできるかは、やはり県教育委員会として、しっかりと責任を持って対応していく必要があるのではないかと思っているのですけれども、その辺りの今後のきめ細かな対応については、どのようにお考えですか。

県立高校改革担当課長 今、委員がおっしゃったように期間がありますので、我々、県教育委員会と中学校の関係者が接触できる機会、会議などの場もまだありますので、今おっしゃったように時期が近づいてからということではなくて、きちんと期間がある間に、そういう機会を多く使って、しっかりと周知していきたいと考えております。

笠原委員 是非その辺のところは、再編・統合の担当だけではなくて、指導部も含めて、しっかりと伝えたいことが伝わるように、説明をしていただきたいと思います。

先週末に記事に上がった寒川高校の件に関連して、少しお話を伺いたいのですが、私が記事の中で少し気になったのは、「選択肢が減る」という言葉だったのです。あの方の高校入学のときの様々な状況の中で、寒川高校があつたことによって、ご自身の将来につながっていったという側面があると考えたときに、県立高校がセーフティーネットであるというところだと思います。そのセーフティーネットをどのように確実に県民の方々に周知をし、選択する子どもたちに対して、理解が得られるようになるかというのは、すごく重要なことだと思います。少子化の現象で子どもたちが少なくなる中で、再編・統合を進めていくという状況は、誰しもが仕方ないと一方で思うと思うのですけれども、やはり県として、再編・統合の一番根本に置いている考え方、きちんとどの子どもたちにも選択肢を確保していくのだという辺りについて、どのようにお考えなのか、もう一回確認をさせてください。

県立高校改革担当課長 先ほども少し触れましたが、再編・統合の我々の考え方の一つに、公教育の保障の観点から、生徒数の動向に対応した学校数・学級数を確保していくことがあります。減らしていくのは生徒数の減少、子どもたちの減少に対応するためで、学校が活力ある教育を維持するためには、一定の規模が必要だということで、再編・統合を進めていますが、受け皿という意味では、我々はそこを行き過ぎない、きちんと生徒数の動向に見合った再編・統合を進めるところが一つあります。きちんとそういう受け皿があるので、当然、生徒、子どもの数が減っているので、学校の数が再編・統合で適正規模、適正配置をしますが、きちんと受け皿として、選択肢としてあるのだということは、先ほどの話でもありましたが、しっかりと周知していきたいと考えております。

笠原委員 受け皿があるだけではダメであって、いかにその内容を充実させていくかという辺りで、これまでの間の再編・統合の状況を見ていくと、フォローアップというか、再編・統合になりますと周知をしました、それから多くは学校側に任されてしまっているという状況があって、なかなかその考え方方に即して職員の理解を促したり、地域の方々に周知をしたりということに、かなりご苦労されているようなお話も耳にします。再編・統合します、受け皿がありますというだけではなくて、要は近年では連携型の通信制に流れている状況もあることを考えたりすると、やはり県立高校のそれぞれの学校がどうやって自校の魅力というか、県立高校としての充実を図つていかなくてはいけないと思うのですけれども、その辺りのフォローアップやバックアップをどのように考えているかお聞かせいただきたいと思います。

県立高校改革担当課長 今回の再編・統合のそれぞれの組合せの目指す姿を示しております。それはまだ、この時点では目指す姿であって、それをどうやって具体化していくかというためには、今後、まだ再編・統合までの数年間という時間を使って、両校の教職員と我々教育局の職員が、準備委員会という一つの検討する場を設けて、一緒になって考えていく。そういうことで一つは、この目指す姿の実現に向けて、そういった学校と一緒に作っていくのだという作業です。もちろん再編・統合が実現して新校を開校してからも、もし学校から相談や話があれば適宜対応していく、相談にのっていくといったことがやるべきことかと考えております。

笠原委員 あともう一点だけ。舞岡高校と金井高校の再編・統合に伴って、分教室が移転することなのですけれども、まず磯子工業高校に移転すると決めた背景と、それから実際にそこに通学する生徒たちは、少なくとも自力で登校もでき、そして学習活動も一緒に行える方々であるとはいって、やはり環境が変わることはかなり大きいかと思うのですが、その点についての今後の配慮についてお伺いできればと思っております。

特別支援教育課長 分教室についてですが、磯子工業高校に分教室を移転すると考えたのは、高校改革に伴いまして、このエリアで分教室の教室を確保できる学校を選んだということになります。環境が変わるということですが、現在、金井分教室に在籍している生徒については、卒業までは金井分教室で学べる状況にあります。今後については、移設の時期なども含めて検討していきますので、移設のタイミングにあたる生徒には、丁寧に説明していきます。

笠原委員 通学時間はそれほど変わらないのですか。

特別支援教育課長 通学時間は、それぞれの生徒の居住地によって異なるかと思います。例えば、横浜エリアに住んでいたとしたら、場所によりますが、それほど変わらない方もいらっしゃいます。また一方で、場所によっては時間が長くなる方もいます。

笠原委員 施設が確保できなければ仕方がないことだと思うのですけれども、トータルでいろいろな地域から来る生徒がいたとしても、平均的に最低これぐらいの時間内で通学が可能であるという辺りは、ある程度考えられて今まで設置されていたと思うので、少なくともその辺が大幅に異なってしまうとか、通学のしやすさであるとか、つまり、いくつかの障壁が増えてしまうのではなくて、逆に言うとスムーズに通学ができる状況であったりとか、生活環境であるとかが、しっかりと整備されていく必要があるかと思うので、是非、その期間までの間に、いろいろな状況を整理された上で対応できるように進めていっていただきたいと思います。

下城委員 他によろしいでしょうか。
もうかなり話は出尽くした答えもあったかと思うのですが、私からも最後に確認を

させてください。再編・統合は、基本的には、児童生徒数の減少、少子化ということで、国全体が小さくなっていくことを見据えなければいけないというところで、リンクなのですから、ただ、大人から見るとそう見えるのだけど、生まれてこれから勉強していこうという子どもたちから見ればそうは思ないので。私は大学の教員として経験があるのですが、3.11（東日本大震災）のときに電力不足になって、大学の講義棟の電気を廊下など含めて、消せるところを全部消したのです。そうしたら入学者から、すごく悲しいというご意見が、「せっかく受験勉強をして憧れの大学に入ったのに、電気もつけられないの。」という悲しい想いを聞いて、あえて電気を全部つけました。子どもたちからは、やはり自分がこれから未来に向かってという。だから、再編・統合をネガティブに考えるのではなくて、新しい学校を作るのだという、今までの行き場がなくなったということではなくて、もっと魅力的な新しい学校ができるのだと。その一期生に入れるのだという伝え方をしていただきたい。だから、そういう先生たちを配置してほしい。ただ右から左にではなくてということと、もう一つは中学校にそれがきちんと伝わるようにしないと、そこは伝わらないと、偏差値順で行くところがなくなったなどというような話になりかねない。これが通信制などに行くと、通信制はもっと困るわけで、通信制は、また別のフェーズなのだと思うのですが、通信制に行かざるを得ない子どもたちも一定数いて、増え続けているという。これをどうもっと多様化して受け入れていくのかというのは、また全然別のフェーズで考えなくてはいけない、特に神奈川県は東京などに比べて遅れていると思うのですけど、だから、中学校にきちんと周知するということと、高校の方をまず魅力ある新校を立ち上げていくという、この二つです。まず、そこを聞かせてください。

県立高校改革担当課長 先ほど、私は「目指す姿」と言いましたが、各組合せごとに目指す姿を記載しておりますが、共通するフレーズとして、「再編・統合後はこれまでの両校の教育活動を踏まえた、地域における新たな高校として」といった表現を入れております。私は、実際に対象校の校長とも話す機会がありますが、再編・統合は、例えば特に非活用校の先生に、「なくなってしまうということではないです。活用校は活用校で、単に継続するわけではないです。活用校と非活用校は、これまでの両方の教育活動を踏まえた新しい学校を作っていくのです。」ということを私からも言って、「そういった意識を持った上で、これから的新校の準備と一緒にやっていきましょう。」という話をしました。そういう面で、先ほど準備委員会を設けて検討していくと言いましたが、そのところで、新しい高校としての魅力づくりを目指して、新校の開校に向けて準備していくことが大事なのかと考えております。あと、委員が今おっしゃったとおり、中学生などに対する周知、今、ご説明したことと重複しますが、再編・統合とは一つの学校がなくなるということではない、これまでの両校の活動を踏まえた新しい学校ができるといった要素をきちんと踏まえて周知していきたいと考えております。

下城委員

よろしくお願いします。中学校の進路指導の方で、ポジティブに受け止めもらえることが大事ということ、それから受け入れる高校の側の先生も、校長だけではなくて、管理職だけではなくて、全部の先生たちがポジティブな気持ちで受け入れる。新

校になった統合の意味を、きちんと一人一人の先生皆が周知して、授業にあたっていただかないと、なぜこんなに重たい負担になるのかと先生たちが思つてしまったら、これで暗くなってしまうので、そうならないようにお願いします。

もう一つ聞かせてください。もう一方で非活用校です。なくなっていく学校なわけですけど、とはいって、最後まで学年が残っていくわけですから、先生方がごっそり新校の方にいってしまいましたということで手薄になってはいけないので、最後の最後まで丁寧にこれまでの指導を続けていかなくてはいけないという、ある意味では、その移行期間は2倍の人的資源の投入をしなくてはいけないという覚悟ぐらいで臨まないと、どちらかが手薄、薄まってしまっては、そこで勉強している子どもたちに対する不利益になりますから、そうならないように、そこを少しお聞きかせください。

県立高校改革担当課長　再編・統合するにあたっては、今回の4組とも全てそうですが、非活用校の方を再編・統合の2年度前から募集停止しております。そうすると当然、募集停止するので、在籍する生徒数が減少していくのですが、だからといって、今、委員がおっしゃったように、これまでどおりの教育活動がきちんと継続できるように、教育局として、教職員の配置などの面で配慮していくことを考えております。

下城委員　　よろしくお願いします。そうでないと、これまで作り上げてきた校風があって、伝統があるにもかかわらず、ベテランの先生たちがずっと指導してこられたにもかかわらず、その先生たちが新校の方に行ってしまった後は、私たちはどうなるのだという不安・不満が当然出てくるので。だから、そういうことにならないように、丁寧に対応をお願いしたいと思います。

佐藤委員　　少子化に伴うシュリンク、学校あるいは学校教育予算のシュリンクが当然の前提になっていて共有されているというのは、そのとおりだと思うのですけれども、一方で、少人数クラスの良さ、課題のあるお子さんに対する対応が充実する、あるいは教員の働き方改革に資するなど、そういう声もあるかと思います。少子化を、そういう少人数クラスの導入に使ったら良いのではないかという考え方をお持ちの方もいらっしゃると思うのですけど、そういう声に対してはどういう説明があったのでしょうか。

県立高校改革担当課長　まず、この再編・統合は、先ほど少し触れましたが、子どもたちが減っていく中で、学校の規模を一定数維持しないと教育活動を維持できないということで進めておりますが、少人数指導の良い面もあります。ただ、少人数指導を実現するためにも、やはり学校の一定の規模は必要だと思います。例えば、小田原城北工業高校と大井高校が再編・統合いたしますが、大井高校は普通科のクリエイティブスクールですが、現状では生徒がだんだん少なくなってくるという状況にありました。今回、令和8年度に再編・統合することによって、学校としての規模をきちんと維持した形になることによって、クリエイティブスクールの機能、少人数指導がしっかりとできるのかなと思っています。再編・統合をすることと少人数指導をすることは、決して相反する話ではないと思っています。そういう形で、少人数指導が必要なところには、それができるような環境にすることは必要なことですし、できるのかなと思っています

す。

笠原委員 過去に再編・統合した学校が、再び対象になっている例もあるかと思うのですけれども、まずその辺のとらえをご説明いただきたいのと、学校や地域の方々の受けとめなど、ご意見等があればお聞かせいただきたいと思います。

県立高校改革担当課長 過去に再編・統合を実施された学校が、また再び再編・統合の対象になるというケースも少なからずあります。県教育委員会では、平成12年度から平成21年度の間に県立高校改革推進計画に基づいて再編・統合しておりましたので、そこで再編・統合を実施した対象校がまた今回もあります。今回公表した例では、秦野総合高校がそれに当たります。今回、我々としては、過去に再編・統合の対象になったから、ここをなどということは全くなしに、ある意味、幅広い検討をして、総合的に判断して、対象校を検討・判断しております。また、周囲の方の反応ですけど、秦野総合高校の関係者から、やはり「またですか、でも仕方ないですね。」といったお声を聞いております。

笠原委員 そうなのだろうと思うのですけど、ただ一回、再編・統合をして、また再編・統合の対象になってしまうのかという辺りのところは、計画そのものの是非を問われてしまうのではないかというところもあったり、なかなか難しいところ。でも、それでもそこに踏み込まないと、今後の中で、まさに適正配置というご説明が冒頭でありましたけれども、なっていかないのかという辺りを説明いただけますか。

県立高校改革担当課長 もちろん先ほど言ったように、生徒数が減少しているから再編・統合しているわけですが、組み合わせをするにも、例えば学校間の距離や現状の生徒が通学している地域など、そういう様々な要素を考慮した上で検討しております。ですので、当事者の方から見れば、またかという思いが、その心情は理解いたしますが、やはりその部分も含めて、幅広い選択肢の中で検討しているというところをご理解いただきたい。

笠原委員 先ほど下城委員がおっしゃったように、ここでまた新たに再編・統合することは、プラスで考えられるのだという方向に、是非向けていただくことを要望させていただきたいと思います。

下城委員 そうですよね。少なくとも生徒たちには、もう何度でも生まれ変わる学校なのだと思えるぐらいの、元気づけができるぐらいのアイデアを大人が一生懸命考えましょう。よろしくお願いします。

吉田委員 再編・統合に関して、これだけ皆が意見をいろいろ出し合うということは、ドライに考えてやらなくてはいけないと分かっているけど、我々としても心情的には何とかしてあげたいと、そんな思いの中でこうやって。だから仕方がないからやるのでなくて、必要だからやるという考え方を徹底しなくてはいけないし、仕方がないという

表現を使うべきではないと思うので、これは必要だからやっているのだということです。私、今話を聞いていて、「同窓会活動をどうやつたらよいのだろう。」という言葉が非常に印象に残る。確かに5年、10年、20年、30年経って振り返ったときに、それをプラスに思えるようなやり方をしていかなくてはいけないのだろう。やはり知事が言っていることとして、誰一人取り残さない、これは経済も医療も教育もやはり同じようなことだと思うので、その辺のセーフティーネット作りを、全てを備えた形でしっかり検討していきましょう。

常陸委員

一点だけよろしいでしょうか。今の同窓会というお話もありましたけれども、県立高校は地域でのコミュニティや災害の拠点になっているようなところもあると思います。今回、敷地、施設活用校も公表されましたが、非活用校の今後の活用、高校の敷地や施設についてどのようにしていくのか、地域の方も非常に関心があるところかと思いますが、この辺りの方向性はどのタイミングで公表・周知をされる計画になりますでしょうか。

県立高校改革担当課長 今回の対象に限らず一般的な説明になりますが、再編・統合に対して発表しているのは、今おっしゃったように非活用校。非活用校の跡地や施設の利活用を今後どうしていくのかは、現時点では決まっておりません。一般論として、今後まず、県がそれを他の用途で使うのか否か。県が使わなければ、地元の市町村が使うのか否か。それがさらになければ、民間に譲渡していくといった一般的な流れの中でやっております。

下城委員

今のご質問の一つは、地域の防災拠点になっているのではないかということですね。そうであれば、そこは十分に説明をして、民間にということではなくて、地域の中核としての所在地というところを十分考慮していただきたいということですね。よろしいですか。それでは、質問が他になければ、採決について教育長にお願いします。

教育長

それでは、ただいまの定教第29号議案について、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員

異議なし。

教育長

ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。引き続き、下城委員にお願いします。

下城委員

それでは次に、進行の関係から報告1に移ります。

報告1

「日の丸・君が代」の法制化と強制に反対する神奈川の会及び教育と

個人情報保護を考える会からの要請について

説明者 渡貫高校教育課長

高校教育課長 ファイル07「報告1」をご覧ください。県民から教育長あて要請が提出されましたのでご報告します。要請を行った県民ですが、「「日の丸・君が代」の法制化と強制に反対する神奈川の会」及び「教育と個人情報保護を考える会（旧個人情報保護条例を活かす会）」という二つの団体です。

はじめに、「「日の丸・君が代」の法制化と強制に反対する神奈川の会」からの要請の内容についてご説明します。要請の内容は、五つの要請事項からなっております。

2/5ページの下部をご覧ください。要請の内容は、「1 「日の丸・君が代」を強制する教育長通知を出さないこと。」「2 国旗国歌は思想・良心の自由に関わるもので、国歌斎唱時の起立・斎唱は強制するものではないことを事前に伝えること。」「3 国旗国歌の実施状況調査を止め、不起立者の氏名収集及び指導もしないこと。」「4 昭和100年の記念式典を学校行事として行わないこと。」「5 この要請文は、教育委員会会議で検討すること。」の5点です。昨年度から要請項目数は一つ少なくなりましたが、要請項目4の「昭和100年の記念式典を学校行事として行わないこと。」については、昨年度の要請にはなかったもので、今回新たに追加された内容になります。本件については、団体からは12月5日までに文書による回答及び話し合いの場を設けるよう求められています。

続きまして、「教育と個人情報保護を考える会」からの要請内容についてご説明します。要請は、四つの要請項目からなっております。

5/5ページの下部をご覧ください。「1 「日の丸・君が代」の実施を強制する新たな通知および校長に対する式後の「国旗掲揚・国家斎唱状況調査」をやめてください。」「2 卒業式・入学式における「起立・斎唱」は強制ではないことを、各学校へ周知してください。また不起立教員の氏名収集をやめてください。」「3 自動採点システム導入の経緯や展望を教えてください。また、生徒の個人情報はどういうしくみで保護されていますか。」「4 主務教諭や担任手当について導入をやめてください。」の4点です。昨年度より要請項目数は二つ少なくなりましたが、要請項目3の「自動採点システム導入の経緯や展望を教えてください。また、生徒の個人情報はどういうしくみで保護されていますか。」、要請項目4の「主務教諭や担任手当について導入をやめてください」については、昨年度の要請にはなかったもので、今回新たに追加された内容になります。本件については、団体からは12月（年内）までに回答及び話し合いの場を設けるよう求められています。これらの要請等について、事務局といたしましては、これまでの教育委員会での議論や考え方及び実情や学習指導要領を踏まえ、卒業式及び入学式の実施に当たっては、国旗は式場正面に掲げるとともに、国歌の斎唱時に教職員は起立し、厳肅かつ清新な雰囲気の中で式が行われるよう取組を徹底すること、また、教職員には学習指導要領に基づき、児童・生徒に対する指導を行う責務があることについて、指導の徹底を図っているという趣旨で回答し、団体と話し合っていきたいと考えております。また、今回新たに追加された要請につ

いてですが、昭和100年の記念式典を学校行事として実施する高等学校を県教育委員会としては聞いてはおりません。次に、採点システムは、働き方改革の取組を推進するために導入しており、データの扱いについては、適切に行っている。また、主務教諭や担任手当については、所管課と調整のうえ、国が職務と職責の困難性を認めて加算対象とする学級担任について、本県でも学級担任加算を行う方向で進めており、主務教諭については、「今後、本県における対応を検討していく。」という趣旨で回答したいと考えております。

説明は以上です。

下城委員 何か質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。
それでは、質問がないようでしたら、報告は以上とします。
次に、日程第2の報第12号に移ります。

報第12号 令和7年度神奈川県教育委員会表彰（神奈川県優秀授業実践教員表彰）について
説明者 高安行政部長

行政部長 ファイル06の報第12号「令和7年度神奈川県教育委員会表彰（神奈川県優秀授業実践教員表彰）について」ご説明します。本件は、事務委任規則の規定によりまして、教育長が事務を臨時に代理し、被表彰者を決定したことについて、教育委員会の指示事項として結果を報告するものです。

資料の7/9ページをお開きください。本表彰制度の概要及び審査経過についてです。「1 制度の概要」の「(1)趣旨」ですが、教員の人材育成施策の一環として、学校教育における授業実践に優れ、教員の模範として推奨すべき者を表彰し、顕彰とともに、教員全般の意欲及び資質能力の向上に資するものです。「(2)導入年度」「(3)対象者」「(4)表彰候補者の基準」については、資料記載のとおりです。それから「(5)部門の内容」となりますが、一つが総括教諭又は教職経験10年以上かつ35歳以上の第1部門。もう一つが、教職経験10年未満又は35歳未満の第2部門があります。

「2 審査経過」ですが、資料記載のとおり、市町村教育委員会及び各県立学校長から推薦された表彰候補者に対し、6月以降、授業観察や予備審査を経て、審査会で審議を行った上で決定をしております。

「3 被表彰者数」になりますが、今年度は、一番右側の太枠に記載のとおり、第1部門で計18名、第2部門で計26名の合計44名となりました。

資料の8/9ページをお開きください。「4 被表彰者の活用」についてご説明します。「(1)校内や校外の教員に対する積極的な授業の公開」についてです。被表彰者については、各学校の校内で決まった期間に相互に授業を見学する機会や、初任者研修の他校訪問などの機会を積極的に活用し、受賞の翌年度末までに授業公開を1回以上行うことをお願いしております。なお、令和6年度被表彰者の授業公開の実績につい

ては、実施総回数152回、トータルで1,163人が参観しまして、一人あたりの平均実施回数は5.2回となっております。「イ　主な活用の結果、感想等」としては、若手教員にとって、模範となる授業実践をいつでも見られるよいモデルであるとともに、授業づくりの課題を相談できる頼もしい存在となっている。また、授業見学により、他教員の授業に対する意識が刺激され、若手、ベテランを問わず授業力向上に良い影響を及ぼしているといった意見など、資料記載のとおりです。

資料の9/9ページをお開きください。「(2)教員研修等における講師に係る実績」です。被表彰者には、基本研修やフレッシュティーチャーズキャンプ、かながわティーチャーズカレッジでの講師も資料記載のとおり、お願ひしております。

「5 今後の予定」ですが、表彰式を11月7日、県庁において行う予定です。なお当日は、教育委員の代表として、笠原委員にご出席をお願いしておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

資料2/9ページにお戻りください。今回決定した被表彰者の一覧となります。2/9ページから3/9ページに第1部門の18名、4/9ページから6/9ページに第2部門の26名について、授業実践等の概要などを記載しておりますので、ご確認をお願いします。

「報第12号」についての説明は以上です。よろしくお願ひします。

下城委員

それでは、ご質問がありましたらお願ひします。

笠原委員

被表彰者数の変遷を見ても、今年度もそうなのですが、中学校が他の校種に比べて少ない状況なのですが、まずその辺の背景をどのようにとらえていらっしゃるのかをお聞かせいただけますか。

行政部長

今回、小・中学校分の推薦を取りまとめている各教育事務所にヒアリングを行いましたところ、本表彰への推薦意欲がやはり市町村ごとに異なる、差があるということのようで、実際にデータ上でも、毎年のように推薦を上げる市町村と、そうでない市町村と明確に分かれている状況がありました。私どもとしては、より多くの方を推薦していただきたいという観点から、教育事務所を通じて市町村へ、積極的に推薦をお願いしているところなのですけれども、実は昨日、市町村教育長連合会の会議が小田原であり、私も出席して、この表彰制度について、非常に教員のモチベーションを高める、それからこの表彰は県の表彰だけにとどまらず、今後は文部科学大臣優秀教職員表彰へ昇っていく表彰なので、是非、積極的に活用してくださいとご説明してきたところで、今後もあらゆる機会を通じて、市町村の被推薦者について、数が増える形で対応していきたいと考えております。

笠原委員

本当に最終的には、授業が非常に重要なところになってくるので、表彰規定が市町村によって違うからということによって、この表彰が活用されないということは、何か少し違うのかとも思ってしまうので、やはり先生方の質を向上させていくためには、学校内でお互いの授業を見合うとか、授業を通しての議論が活発になるなどというところが、増え欠かせない状況になってきているのではないかという気がしますので、様々な機会をとらえて働きかけをしていただいていることは、今のお話からも分

かりましたけれども、是非この趣旨を、皆さん方に前向きに受けとめていただいて、より多くの先生方が、こうしたところに名前を連ねていただけるようにお願いしたい。

下城委員 他にいかがでしょうか。

佐藤委員 被表彰者の活用が重荷になって、学校や先生方が前向きになれないということはあるのでしょうか。人について活用という言葉を使うのはどうかと。協力依頼などに変えた方が良いかと。

行政部長 事実上、そういったことはあるかもしれません、そういう声は実際に上がっていません。

常陸委員 被表彰者の皆さん授業実践の概要を拝見していますと、非常にいろいろと工夫を凝らされていて、やはり素晴らしいと思うのですが、授業そのものを例えば動画で撮影をして、それを実際にその授業に行けない、なかなか機会が取れない先生も目にするような機会は設けられていらっしゃるのでしょうか。

行政部長 実は平成29年度まで、被表彰者の授業を数名程度ですが、収めた授業研究ライブラリ、DVDを作成していたのですけれども、映像になりますと、定点での撮影ということで、教員の指導に児童生徒がどう反応しているか、児童生徒の取組に教員がどう指導しているかなど、教室全体の様子をビビッドに掴み取ることが難しいという話があり、平成30年度からは新たなDVDを作成しないで、授業公開と教員研修での模範授業、講義における講師として被表彰者を積極的に活用していくという方向に改めたという流れがあります。オンライン配信になると、やはり教室全体の様子を掴み取ることが難しい。また、生徒の顔が映ってしまうリスクなどもあって、難しい面もあるのかとは思っております。一方で、オンライン配信については、我々としても授業公開の一環、一つの手法として取り得る。それも学校の判断で取っていただけるという状況ですので、実は、今年度、令和6年度被表彰者の授業を配信しているかを実際に調査した。オンライン配信ができるということで、周知はしているんですけど、現状として、やはり学校はオンライン配信をしているところはなかった。それは諸々の準備や保護者の同意あるいはお子さんのプライバシーなどいろいろあるのかもしれません、ただ一方で、他の都県におきましては、公開研究授業等をオンライン配信している例があるようですので、そこを研究して、どこまでがオンライン配信できるのかできないのかを、今後対応していきたいと考えております。

常陸委員 生徒とのやりとりなど、おっしゃるとおり、その空気をそのまま伝えることはなかなか難しいところもあるのかもしれないのですけれども、一方で、どのような教材を使っていらっしゃるのかなど、そういった良い授業を、後々の方もきちんと参考にして、授業に取り入れられるような機会があるとよいのかと思いますので、研究をどうぞよろしくお願いします。

下城委員

他はいかがでしょうか。

吉田委員

そもそも、こういったところに選ばれる教員は、それなりにモチベーションの高い一生懸命な人だと思う。そうであれば、そういった広報活動には、結構積極的に協力してもらえるのではないかと思うので、是非取り上げてほしいと思います。なぜかというと、我々は手術中もきちんとそれを録画して、医者になったばかりの人がそれを見て勉強するわけですから、同じような形があったとしても不思議ではないと思います。是非こういったものに取り上げられた、そして、いろいろな場所によって、推薦してくれる学校もあれば、推薦がないという形は、やはり広報活動が足りないのだと思う。教育委員会だけではなくて、例えば、神奈川新聞社にお願いして、表彰された人をもっと公表して、こんな取組をやっているのだと、これは学校だけの教育ではなくて、さらに高校生・大学生が教員を目指すところまで続くと思うので、是非こういった広報活動を大事にしてください。

行政部長

教員そのものが優秀だと言われて授業を公開することで、一つのモチベーションになるでしょうし、また他の教員にも良い影響があるということで、なるべく、できる限り広く、どういった周知の方法があるのか検討していきたいと思います。

下城委員

私からも一言。教員から見ると授業改善に向けてなのですが、生徒から見るとより良い授業を受けられる機会がそれだけ増えるということですので、是非これを進めていただきたいというところで、教員本人にとってはとてもモチベーションが上がるということで良いのですけど、あえて活用と言いますけど、活用が今年は152回実施、1,163人参加ということが十分なのか、去年と比べてどうなのかなど、そういうことを考えた時に、負担になるのではないかという。これだけ私達が働き方改革と言っているわけだから、確かにそういう受け止め方もあるとは思うのですが、ただ、部長からの説明の中であったように、新人研修の人を教室に入れるぐらいの簡単なことよいのです。教室を閉ざすのではなく、いつも開けておき、いろいろな人に立ち替わり見てもらい、わざわざ仰々しく授業公開なんてせずに、いつでも良い授業を皆で学校全体で共有してもらう、隣の学校でも共有してもらう。オンラインではなかなか伝わらないことがありますから。確かに教室の中の動き、雰囲気は、全部見渡さないといけない。だから、是非そういうことを、もうこだわらなくてよいので、どんどん進めてくださいということが現場に伝わるように、重く受け止められないように、進めていってほしいと思います。よろしくお願ひします。

笠原委員

学校現場に多様な方々を登用することが、最近はかなり進んでいるし、これからも次期学習指導要領等の議論の中でも、そういうことが議論されているのですけれども、そうすると、優秀な先生の授業という概念が、多分非常に多様なものになってくると思います。新卒でずっと経験年数を積んだ方々、ほぼ同じ経験を積んだ方々の授業のようなものから、途中から入られて、それぞれが持っているノウハウの良さのようなものを授業に活かしている方もいらっしゃると思います。その辺りの表彰する際

の、先生方の、もちろん基準があると思うのですけれども、そういう意味で多様な面を尊重しつつ、一つはやはり大学生が自分自身の良い授業のイメージが、自分が習った授業という、結局、古いと言ってはいけないのですけれども、今求められているものとは違うものがイメージになっているので、そうではないのだということを、できるだけ早い段階で、修正というか、転換を図っていただくためにも、何か参考になるようなものがあると非常に良いし、これがなくても、こういう機会を通じて、先ほど下城委員がおっしゃったように、常に見られる環境をどうやって作っていくかということも併せて取り組んでいく必要があるのではないかと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

行政部長

この審査基準は、諸々の授業準備や授業改善等でいろいろ項目があります。まずは被推薦者の裾野を広げて、つまり多様な人材を表彰していく。特に、県の表彰については何かテーマが決まっているわけではない。また、県で表彰されれば、文部科学大臣優秀教職員表彰まで行くと。ですので裾野を広げて、より多様な人材を表彰するため、表彰を学校現場に周知、普及させていった方がよいかと私も思っております。

笠原委員

もう一点だけよいですか。これは大学であったことですけれども、今、障がいのある方の登用も進んでいるではないですか。ある中学校でそういった障がいのある先生が授業をされて、それをサポートしながら、子どもと先生とサポートする方々とのコラボの中で進んでいって、非常に大学生が感銘を受けました。今の学校はこういう取組もあるのだというところを、感想として言ってきました。優秀授業実践教員表彰が、今、部長がおっしゃったように裾野を広げていくという中で、いろいろな形で1人で授業を展開するというものもあるでしょうけれども、TT（チーム・ティーチング）の中で、より良い実践もやっている部分があるし、今の事例の障がいのある方々も、一生懸命に授業の準備をして、生徒達に伝えているところを見ると、そういうところにも少し視野を広げていただいて、障がいのある方々も積極的に教員という職に就いて、神奈川県が考えている、共に学び共に育つということが教育現場の中で広がっていくためには、先生方のその辺りの意識を変えていくとか、取組を広げていくことも重要な思いますので、ゆくゆくはそういうことも視野に入れていただけるとすごくありがたいと思います。

下城委員

よろしいですか。

それでは、他にご質問がないようでしたら、報告は以上とします。

次に、日程第1の定教第30号議案に移ります。

ただいまから非公開の会議に入ります。会議規則第35条第2項の規定により、出席する職員として教育局長、県立高校改革担当局長、副局長、教育参事監（働き方改革担当）、教育参事監（学校教育担当）、総務室長、企画調整担当課長、管理担当課長を指定します。

(10時55分非公開の会議に入り、11時05分公開の会議に戻る)

教育長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて閉会といたします。

<非公開会議審議等結果>

日程第1

定教第30号議案

- ・ 管理担当課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第31号議案

- ・ 県立学校人事担当課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第32号議案

- ・ 管理担当課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。